

奈良県告示第三百四十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

区分	区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり	高取町	四月二十四日 （水）	午前十時から 午後三時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所
	明日香村	四月二十六日 （金）	午前十時から 正午まで	リベルテホール（高市郡 高取町大字観覚寺一〇二 三番地）
運搬が困難な はかり以外の 特定計量器	高取町	四月二十五日 （木）	午後一時から 午後三時まで	リベルテホール（高市郡 高取町大字観覚寺一〇二 三番地）
			午後三時まで	

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。